また、ＢＳＥプリオンによる汚染が疑われる物品の消毒は、有効塩素濃度２％以上の次亜塩素酸ナトリウム水等を用いて行う。

6　疫学情報の収集

都道府県は、動物衛生課から、第４の１の⑵又は第３の１の⑵のイの㈠により、牛が患畜又は疑似患畜（ただし、第４の２の⑵のイに該当するものを除く。）であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、発生農場等における牛の飼育状況、給与飼料等の情報を徹底して収集する。

その際、都道府県は、動物衛生課、関係都道府県及び市町村並びに独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して、飼料、動物用医薬品等への肉骨粉等の混入の可能性の有無等を確実に把握する。

7　牛の評価

⑴　家伝法第58条の規定に基づく手当金の評価額は、疑似患畜であることが確認される前の状態のものとし、当該牛が疑似患畜であることは考慮しない。

⑵　評価額の算出は、原則として、当該牛の導入価格に、導入日から疑似患畜であることが確認された日までの期間の生産費（統計データを用いて算出する。）を加算して行い、これに当該牛の泌乳量、体型、経産の有無、繁殖供用残存期間等を考慮して必要な加算又は減算を行う。

⑶　牛の所有者等は、殺処分に先立ち、牛の評価額の算定の参考とするため、殺処分の対象となる個体ごとに、当該牛の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

8　と畜場におけるＢＳＥの発生時の措置

⑴　出荷都道府県は、出荷農場の同居牛について、疑似患畜となる可能性がある牛を特定し、疑似患畜の病性鑑定等を行うとともに、疫学情報の収集を進める。

⑵　患畜から生産されたものが所在する都道府県は、次に掲げる措置を講ずる。

ア　患畜から生産されたもののうち汚染物品の特定及びその保管

イ　汚染物品の焼却方法の指示

第７　発生の原因究明

ＢＳＥのまん延防止及び再発防止のためには、感染源及び感染経路の究明が重要である。しかしながら、ＢＳＥは発生率が低く潜伏期間が長いという特徴を有しているため、因果関係の特定が困難である。このため、感染源及び感染経路の究明については、疫学的手法による分析・評価が必要である。

１　農林水産省及び都道府県は、ＢＳＥの発生の確認後直ちに、患畜又は疑似患畜（ただし、第４の２の⑵のイに該当するものを除く。）の生産地、飼料の給与状況等の疫学調査、飼料等の原材料の流通経路・成分等に関する調査を、関係都道府県及び市町村並びに動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センター及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター等の関係機関と連携して実施する。

この場合、ＢＳＥは発生の機序等科学的に未解明な部分が残されていることに鑑み、その原因について、あらゆる可能性について予断を持たずに調査する。

２　農林水産省は、小委の委員等の専門家からなる疫学調査チームを設置し、１の調査が迅速かつ的確に行えるよう、必要な指導及び助言を行うとともに、調査の結果を踏まえ、原因究明の分析及び取りまとめを行う。

第８　研究の推進

ＢＳＥに関する研究については、これまで行われてきた研究により一定の成果が得られているものの、特に孤発性の疾病であることが示唆されている非定型ＢＳＥの感染性の解明や検出技術の開発等が依然として求められており、農林水産省は、動物衛生に関する唯一の専門研究所である動物衛生研究所を中心に、国内外の関係機関とも連携しつつ、引き続き、知見の収集、試験研究の推進等に努める。

第９　その他

１　種雄牛等遺伝的に重要な牛を含め、畜産関係者の保有する牛について、個別の特例的な扱いは、一切行わない。

２　農林水産省消費・安全局長は、必要に応じ、本指針に基づく防疫措置の実施に当たっての留意事項を別に定める。

３　将来的な防疫措置の検討に資するため、第８で得られた研究結果、国内外の発生状況等を踏まえた検証を関係機関と協力して進めるとともに、必要に応じて本指針を速やかに見直す。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３３号

東京都八王子市館町389番地18　ビアンコ・ドラーゴ302号、住民票上の住所青森県東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田７番地３

債務者　坂本　一高

1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　坂　　正俊

4　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前10時

6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号

青森県黒石市大字袋字上野128番地８

債務者　盛　　妙子

1　決定年月日時　平成27年３月４日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菱谷　　毅

4　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第２２号

青森県青森市浪岡大字女鹿沢字東種本７番地２　ジュピターⅠ103号

債務者　三浦美加子

1　決定年月日時　平成27年３月４日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　森　　雄亮

4　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午前10時40分

6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第９４号

千葉県八千代市大和田217番地６

債務者　渡邊　俊二

1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　三宅　貞信

4　破産債権の届出期間　平成27年３月26日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後３時

6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７号

千葉市中央区本千葉町10番23号　ＤＩＫマンション313号

債務者　三枝由紀子

1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　大杉　洋平

4　破産債権の届出期間　平成27年３月26日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後２時30分

6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１３６号

千葉市中央区新田町39番８号　ローズレジデンス千葉アネックス301号

債務者　永田　保幸

1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　曽我　一義

4　破産債権の届出期間　平成27年３月27日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係